**家計急変**

**令和６年度（２０２４年度）**

**熊本県奨学のための給付金における**

**前倒し給付募集案内**

**保護者の失職，倒産，死亡等の家計急変によって保護者等の収入が激減した世帯を対象に，授業料以外の教育費負担の軽減を目的とした給付金を支給します。（返済不要）**

**また、本募集は、特に負担の大きい入学時に必要な支援を受けることができるよう、新入生に対し４～６月分に相当する額の前倒し給付を行うものです。なお、前倒し給付は希望者のみを対象とし、希望しない場合には７月頃に実施する通常の募集において認定作業を経て年間分を給付します。**

**１　給付対象者**

令和６年（２０２４年）４月１日（基準日）時点で、次の要件すべてに該当する世帯が対象です。





生活保護法の規定による高校生等本人に生業扶助が行われている世帯の方及び令和５年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税の世帯の方は非課税世帯対象の募集で申し込んでください。

※1家計急変の基準



・年収見込には、退職金、失業手当は含めないものとします。

・年収見込額は、保護者1人の収入の場合です。

・保護者全員の収入状況が非課税相当か個別に確認します。複数人に収入がある場合はお問い合わせください。

**２　給付金額**

※７～翌３月分については、７月１日現在における世帯区分の年額から４～６月分相当額を差し引いた額を給付します。（　　申請が必要です。）

**３　申請書類**



※②及び④の区分に掲げる書類以外に確認ができる書類がある場合は、各学校にご連絡ください。

※家計急変後の収入見込が申請時よりも増加することとなった場合は，高校教育課へご連絡ください。

**４　申請期限・提出先・問い合わせ先**

**【県内の高等学校等に在籍する場合】**

|  |  |
| --- | --- |
| 提出期限 | 令和６年（２０２４年）５月　１５　日（水） |
| 提 出 先 | 玉名高等学校　（担当：古川） |
| 問い合わせ先 | 0968-73-2101 |

* 保護者等が県外にお住まいの場合は、お住まいの都道府県へお問い合わせください。

各都道府県の問い合わせ先は、以下の文部科学省ＨＰに掲載されています。

ホームページ：<http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm>

**【県外の高等学校等に在籍する場合】**

　令和６年（２０２４年）５月３１日（金）までに以下へご提出ください。

■熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課修学支援班

〒８６２－８６０９　熊本県熊本市中央区水前寺６丁目１８番１号

（電話：096－333－2675　受付時間：午前9時から午後5時（土日・祝日を除く））

◆申請書等は県ホームページからダウンロードできます。「熊本県高等学校等奨学のための給付金」で検索してください。

**【家計急変】**

**奨学のための給付金　Ｑ＆Ａ**

**Ｑ１　申請したら必ず全員に給付されますか？**

Ａ１　給付要件を満たし、かつ、申請書類に不備がなく、審査の結果、交付を決定した場合に給付されます。

**Ｑ２　道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは何ですか？**

Ａ２ 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額とは、道府県民税及び市町村民税のうち、１年間の所得に応じて決まる税額のことです。市町村が発行する課税証明書等で確認することができます。

**CHECK**

**CHECK**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 県民税 | 均等割額 |  | 市民税額 | 均等割額 |  |
| 所得割額 |  | 所得割額 |  |

**Ｑ３　確定申告をしていませんが、どうすればいいですか？**

Ａ３　確定申告をしていない場合、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を確認することができないため、申請はできません。お住まいの市町村役場にて道府県民税及び市町村民税の申告をした上で課税証明書の交付を受けるか、もしくは同様の手続きを行いマイナンバーでの申請を行ってください。

**Ｑ４　課税証明書等又はマイナンバーは同居している祖父母等も必要ですか？**

Ａ４　原則として、親権者の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額により判断しますので、祖父母等の課税証明書等又はマイナンバーは必要ありません。親権者が父母の場合は２名分のみ提出してください。

**Ｑ５　保護者等が海外赴任のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか？**

Ａ５　海外赴任等で日本国内に住所を有しない場合（所得確認ができない場合）は、対象外です。

**Ｑ６　休学している場合は給付金の対象になりますか？**

Ａ６　給付金が交付される年度の４月から３月まで（入学年度においては入学日の属する月から３月まで）の１年間休学する場合を除き、給付金の対象となります。

**Ｑ７　退学した場合は給付金を返還する必要はありますか？**

Ａ７　給付金は、認定基準日時点で判断します。認定基準日以降の世帯状況等の変化、休学や退学などにより給付金を返還する必要はありません。

**Ｑ８　子どもは県内の高校に在学、保護者は県外に住んでいます。熊本県に申請できますか？**

Ａ８　給付金の申請は、保護者等の住所がある都道府県に対して行います。

申請手続きの詳細については、お住まいの都道府県へお問い合わせください。



**【家計急変】**